

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年8月4日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	長崎県
3. 市区町村名	長崎市
4. 届出番号	28
5. 独自利用事務の事例番号	9-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/193010/193012/p025919.html">http://www.city.nagasaki.lg.jp/shimin/193010/193012/p025919.html</a>

執行機関名 長崎市長

小児慢性特定疾患児日常生活用具の給付に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて市長が別に定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		長崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第2 第14の項 児童福祉法による小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて市長が別に定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	長崎市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。	この要綱は、小児慢性特定疾病対策総合支援事業の実施について(平成28年厚生労働省健発第0610第4号厚生労働省健康局長通知)の別紙平成28年度小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱(以下「国の要綱」という。)及び平成28年度小児慢性特定疾病対策の国庫補助について(平成28年厚生労働省健発第0610第5号厚生労働事務次官通知)の別紙平成28年度小児慢性特定疾病対策国庫補助金交付要綱(以下「国の交付要綱」という。)に定めるもののほか、本市が行う小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

⑦独自利用事務の関連規範		長崎市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱 小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱(平成29年5月30日付け健発0530第12号)
--------------	--	---

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号	長崎市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱 第3条第1項
②事務の内容	児童福祉法第十九条の三第三項の医療費支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	小児慢性特定疾病児日常生活用具等の支給の認定の審査に関する事務

特定個人情報1

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 8 条 項 1 号ニ	小児慢性特定疾病対策等総合支援事業実施要綱 別添2 長崎市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業実施要綱第6条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	市町村民税に関する情報	市町村民税に関する情報